

資料提供
令和6年11月15日
課名:産業廃棄物対策課
担当:波谷^{はだに}
内線:2962
外線:082-513-2963

産業廃棄物処理業者に対する行政処分について

1 概要

産業廃棄物処理業者である有限会社貞尾興業に対し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)第14条の3の2及び法第14条の6において準用する第14条の3の2の規定により、産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を取り消した。

(処分機関:広島県産業廃棄物対策課)

2 被処分者及び行政処分の内容

事業者 (住所)	有限会社 ^{さだおこうぎょう} 貞尾興業 代表取締役 ^{たじり まさとし} 田尻 雅利 (広島県広島市東区馬木町1119-1)
許可の状況	産業廃棄物収集運搬業 許可番号:第03409001210号 許可年月日:令和2年2月10日 特別管理産業廃棄物収集運搬業 許可番号:第03459001210号 許可年月日:令和元年10月8日
処分の内容	産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し 特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し
処分年月日	令和6年11月15日
処分理由	同社の役員は、令和元年6月14日付けで、広島地方裁判所において、覚醒剤取締法(昭和26年法律第252号)違反により、懲役刑が確定し、令和2年11月25日に刑の執行が終了した。 このことは、法第14条の3の2第1項第4号及び法第14条の6において準用する第14条の3の2第1項第4号に該当するものとして法第14条第5項第2号ニで規定する同号イに該当する者のうち法第7条第5項第4号ハに規定する者に該当するため。